

## 【論文】

# 戦後の青少年保護育成運動と少年野球 －1枚のポスターをもとに－

中道厚子

### はじめに

本誌第2号（前号）で、筆者は平成25(2013)年度の博物館展示「スポーツの進化－あそびからオリンピックまで」の詳細を報告した<sup>1</sup>。その展示資料収集作業中に、1枚の古いポスター（図1-1参照）と出会った。

「少年野球大会」と大書された緑色のポスターには、「青少年保護育成運動」と共に、大阪府青少年問題協議会を筆頭に、後述する7件の主催機関と6件の後援機関名が明示されていた。そのため、当初は展示の際の年代特定や状況把握に、時間がかからないと思われた。しかし、情報収集を始めると、ことは容易ではなかった。結果的に、博物館展示には間に合わず、詳細情報をポスターに添えて展示することができなかった。

本論では、その補いとして、このポスターに掲載されている情報を手がかりにルーツをさぐると共に、戦後の混乱期の青少年をめぐる状況と少年野球に期待された役割を明らかにしたい。

### 1. ポスターに掲載されている文言を元にした情報収集の結果

このポスターは、大阪府で最初に行わ



図1-1 第1回大阪府少年野球大会 ポスター

れた少年野球大会への参加を募ることを目的としている。ポスター上には、その年代を直接特定できる情報は見当たらない。実際のポスターは、紙自体も経年によるヤケや痛みがあり、一見してその古さを感じさせる。また、漢字に囿や青などの旧字体が使われている上、記載内容も、主催機関に大阪府国警地区連合防犯協議会、後援機関に国家地方警察大阪府本部・大阪府下自治体警察長連合協議会など現在では使われていない機関名称があがっていることから、高度成長期の手前、昭和20～30年代のものではないかと思われる。まずは、ポスターに表記されているこうした情報を手掛かりに情報収集を行い、年代の特定を目指したい（図1-2参照）。

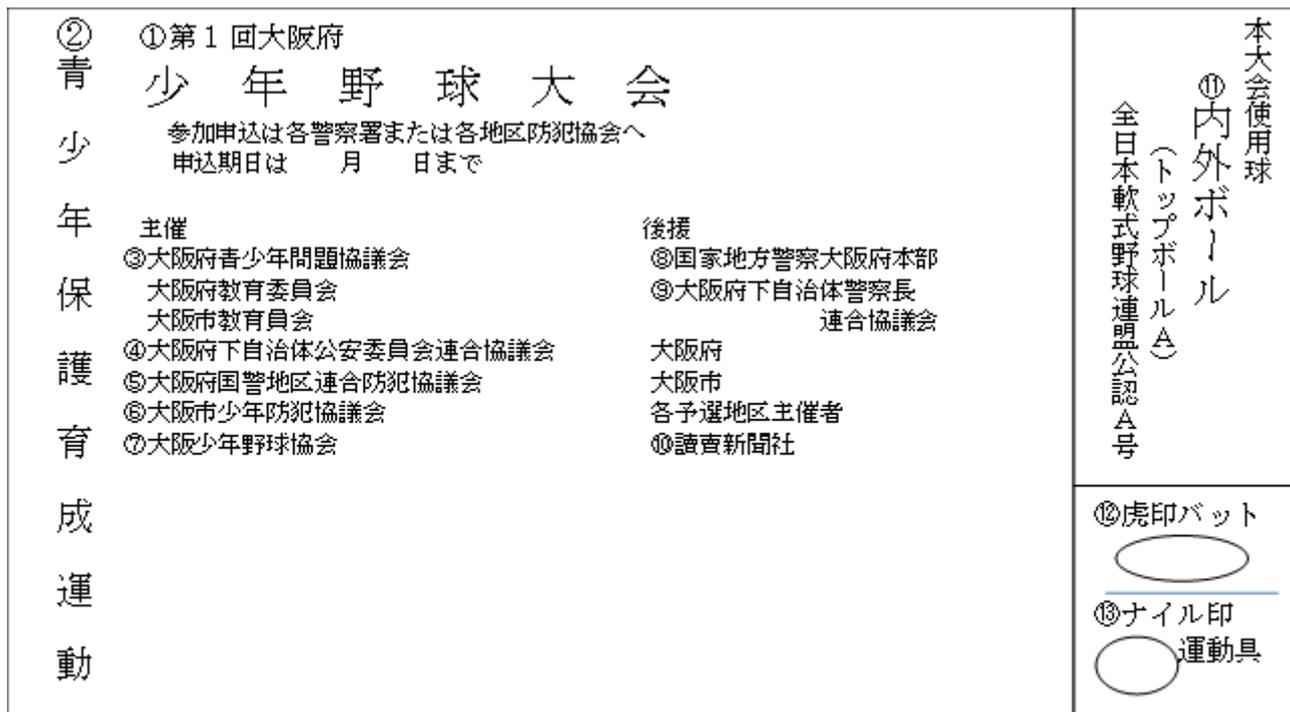


図1-2 ポスター情報の項目化

### ①第1回大阪府少年野球大会

冒頭でも述べたように、筆者はタイトルを見たとき、大阪府少年野球大会のしかも第1回であれば、インターネット検索や大阪府史等の文献資料を元に何等かの手がかりが容易に得られると思った。しかし実際に情報収集を始めて、少年野球それも昭和20～30年代といった時代については、情報源がほとんどないことに気づかされた。大阪府には現在、全日本軟式野球連盟の大阪府支部少年部として昭和56(1981)年に誕生した大阪府少年野球協会<sup>2</sup>があり、近畿地区全体ともつながって少年野球の中心的役割を果たしているが、そのHPからはそれ以前の少年野球についての情報を得ることはできなかった。

戦後の少年野球の状況については、全

日本軟式野球連盟による『軟式野球史』に「戦後の少年野球の発展」の項があり、昭和23(1948)年の文部次官通達「学徒の対外運動競技について」による小学校の対外試合禁止や中学校の県外試合禁止などの少年野球へのマイナスの影響に続いて「そのころ、教育面とは別の方向から少年野球を育てる動きがでてきた。警視庁の防犯課が音頭をとって、全国各都道府県の防犯関係機関と連絡をとり、防犯少年野球大会を開催したのがそれである。」<sup>3</sup>と、この防犯少年野球大会の状況を伝えている。この項によると防犯少年野球大会は、18歳未満の少年を対象に、各都道府県予選、ブロック予選を経て東京で全国大会が行われていたこと。運営は警察、主催は防犯協会であったこと。さらに、この大会も、先の文部次官通達

の影響で、4・5年のちには中止されたことなどが書かれている。ただし、この防犯少年野球大会については、残念ながら年代に関する記述はなかった。今回のポスターに「参加申込は、各警察署または地区防犯協会へ」と記載されていることから、防犯少年野球大会と非常に近いものを感じるが、主催団体には大阪市防犯協議会があがっているものの防犯協会そのものは登場していない。防犯少年野球大会についてのこれらの記述は大きな手がかりには違いないが、特定には至らないので、引き続き、関連情報を収集し年代特定を目指したい。

## ② 青少年保護育成運動

続いて、タイトルに次いで大きな文字で記載されている「青少年保護育成運動」に注目する。

昭和 20 (1945) 年 8 月、第二次世界大戦に敗れた日本は、アメリカの占領政策のもと、それまでの軍事体制を捨て民主主義国家構築をスタートさせた。アメリカによる占領政策は、その後昭和 24(1949)年平和条約調印によって日本が独立するまで続く。当時の社会は、空襲による破壊、物資の不足、体制の変化など、戦争直後の混乱の中にあり、昭和 20 年代は青少年の家出、浮浪、覚せい剤（ヒロポン）、売春、犯罪など問題行動増加し、その対策が急務であった。

青少年をめぐる状況に GHQ も改善を急ぎ、文部省に昭和 21 (1946) 年、「青

少年不良化防止について」の次官通牒を出させ、翌年には青少年教護委員会・青少年団体委員会などを立ち上げ、対策に乗り出している。さらに昭和 24(1949)年には、青少年問題対策協議会が設置され、翌 25(1950)年に中央青少年問題協議会、昭和 28 (1953) 年には青少年問題協議会と改組され、中央だけでなく都道府県市町村にも地方青少年問題協議会を設置できるようになった。こうした国をあげての青少年対策の中、「青少年保護育成運動」は、昭和 24(1949)年以降、歴代の青少年問題協議会により提唱され引き継がれ、官民が協力し青少年問題を解決するための運動として昭和 41 (1966) 年まで展開された。

筆者は、この時代の状況を知るため、昭和 24(1949)年 11 月発行の青少年問題対策協議会編『青少年問題の現状とその対策』<sup>4</sup>と昭和 25(1950)年 9 月発行の中央青少年問題協議会編『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』<sup>5</sup>を入手した。

昭和 24(1949)年の『青少年問題の現状とその対策』の冒頭「はしがき」は、「日本の現状のあまりにもみじめで、その回復の容易ではない姿をみて、国の前途を憂う者は誰しも次の世代を担う若き青少年に期待し、その正しくすこやかな成長をひたすらこいねがうであろう。(中略)戦争によって、直接親を失い、家を失った子供の多くは浮浪児となり、戦後の社会的経済的・道徳的混乱にまきこまれ汚損

された青少年は、戦前の二・五倍に及ぶ不良化犯罪化の顕著な傾向を著している。」<sup>6</sup>と現状をあげ、青少年不良化への対策の緊急性を説き、「とりあえず」同年11月14日から1週間、全国的な「青少年の保護育成運動」を実施することを伝え、協力を呼びかけている。その構成は「一最近の青少年犯罪の実相 二青少年の健全な育成を図る各種の施策 三不良化し、犯罪を犯した青少年は如何に保護されるか」となっており、深刻な青少年犯罪への対応が強く意識されている。

また、ここに出て来た「青少年の保護育成運動」は、「青少年保護育成運動」の第1回目となり、2回目が昭和25(1950)年4月、3回目が昭和25(1950)年10月・11月、さらにその後昭和41(1966)年まで続いた。特に、2・3回目が、同じ年の春と秋に続けて実施されていること、2回目の後には3回目のために次に紹介する『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』が発行されていることから、第1・2回の成果をふまえ、何とか青少年問題改善を実現しようとする熱意と勢いを感じる。

その『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』の冒頭「はしがき」は、「青少年の不良化、犯罪化の傾向が、今日以前として楽観を許さない状態にありますのは、まことに遺憾であります。この憂うべき傾向を阻止し、青少年の健全な育成を図ることは、わが国の当面する重要な問題であります。(中略)

青少年の不良化、犯罪化は、社会的、経済的、文化的不安定の反映であると言われておりますように、その原因は極めて広く、且つ複雑なものがあります。従って青少年問題の解決には、その原因を正しく把握し、広範囲にわたる活動を必要とします。それには国民一人一人の理解と社会的協同がなければならないと思います。青少年問題協議会の設けられた一つの目的もここにあるということができましよう。」<sup>7</sup>から始まる。その構成は、「第一、第三回青少年保護育成運動の実施について 第二、実施事項の参考 第三、資料」となっており、先に紹介した『青少年問題の現状とその対策』と比較すると青少年犯罪に対する緊急感は若干緩和され、その視点が育成に強く向けられている。では各地域でより効果的に育成を実現するにはどうすればよいのか。『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』は、「青少年保護育成運動」を担う人々のまさにマニュアルとして、具体的な事例や情報が提供されている。

青少年問題への取り組みに関わるこれら2点の資料は、たった1年しか違わないにもかかわらず、その中身に変化を感じさせる。それは、急速な復興が進み、社会の情勢が変化していく中、何とか青少年をめぐる状況を改善しようとする側が、少しでも活動の質を向上させようと願った結果であろう。青少年保護育成の活動は、戦争直後の少年犯罪への取り締

まりを中心とした対策から、防止につながる育成のあり方に視点が移っていくことになる。

これらのことから、「青少年保護育成運動」と明記しているこのポスターは、昭和 24(1949)年以降のものであることがわかる。

### ③大阪府青少年問題協議会

#### ア. 地方レベルの青少年問題協議会

地方青少年問題協議会は、昭和 28(1953)年の地方青少年問題協議会法に基づき、都道府県及び市町村において青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策を実施するための重要事項を調査審議し、関係機関の連絡調整の役割を果たすために設置することができる機関であった。

前述の『第三回青少年保護育成運動青少年問題協議会の手引き』には、「第三、資料」として「地方青少年問題協議会の組織と活動」の項目が用意され、「第三回青少年保護育成運動は、地方の青少年問題協議会の結成とその活動の推進を目標としているが、参考までに現在、比較的円滑な運営と活ばつな活動をしている協議会の二・三の例をあげてみよう。」<sup>8</sup>に続き、島根県、福岡県の事例が紹介されている。特に詳細にわたって記載されている島根県の事例では、青少年問題協議会の前身が昭和 21(1946)年にすでに結成され、現在(当時)では市町村にまで自主的に設けられていること。実際の活動

としては、町内・部落ごとに自主的に設けられた青少年問題協議会が中心となって、子どものための厚生施設(遊園地、図書館等)を設置したり、子ども会の指導、レクリエーション、調査等、常時積極的に活動を行っていることが報告されている。その具体例の1つに、野球道具の貸出しもあげられていた。

以上のことから、昭和 28(1953)年の法制化を待つまでもなく、戦争が終わると各地で地方青少年問題協議会に類する機関が設置され、青少年問題への指導、育成、保護に関わる取り組みが行われていたことがわかる。

#### イ. 大阪府の青少年問題協議会

大阪府における取組については、平成 9(1997)年にユースサービス大阪が発行した『大阪の青少年活動 50 年から 次世代へのステップ 21 世紀への道をさぐる』<sup>9</sup>に詳しい。その第 1 章には、昭和 20(1945)年からの年表が添えられており、青少年問題だけにとどまらず、当時の物価や社会の様子も含め大阪の状況が浮き彫りにされている。

大阪府の職員として長年青少年対策に関わった和田良知氏はこの本の中で、終戦直後の大阪を「大阪でも、各ターミナル周辺での闇市には、戦災孤児といわれる浮浪する青少年が、溢れるほどに集まってきており、生きるためとはいえ、掻っ払い、窃盗に明けくれる毎日を過ごしていた。当時、混乱する世相の中であって、多忙を極める警察も全く手薄の状態

であり、浮浪児については、殆ど手着か  
ずの有様であった。」<sup>10</sup>と記している。

こうした状況の中、大阪市は府に先ん  
じて昭和 21(1946)年に教育局社会教育課  
に青少年係りを新設し、青少年非行の増  
加に対応し始めた。大阪府は昭和  
22(1947)年に民生部に児童課を設け、保  
護委員会を設け、浮浪児の収容施設への  
収容を開始している。

先に紹介した和田良知氏の文章には、  
筆者が最も知りたかったこの当時青少年  
と草野球について非常に重要な記述があ  
った。「その頃、大阪でヒロポン乱用者が  
最も多いと言われていた或る地域で、野  
球好きの 1 人の青年が、空地に青少年を  
集めて始めた草野球は、まともな道具は  
何一つとしてなく、全てが手作りの物で  
あったが、青少年達に野を馳ゆる楽しさ、  
野球の面白さを十分に味あわせたのであ  
った。」<sup>11</sup>これに続く文章で和田氏は、  
取り締まりではなく、スポーツが青少年  
に対して大きな役割を果たしているこの  
事実が、ヒロポン撲滅対策や青少年非行  
防止対策にやっきになっていた府の少年  
対策担当者に大きな衝撃を与えたことを  
紹介している。

その後大阪府は、国レベルの青少年問  
題対策協議会の方針と連動しながら、そ  
れまでの「取り締まりと規制」を中心と  
した青少年対策だけでなく、青少年の自  
主的活動を援助する「育成」にも力を入  
れ、画期的な取り組みへと進んでいくこ  
ととなる。

ポスターの主催者筆頭に記されている  
大阪府青少年問題協議会は、昭和 28  
(1953)年の地方青少年問題協議会法の  
成立を待つまでもなく、昭和 25(1950)年  
に設置された。このことから、ポスター  
は昭和 25(1950)年以降のものであること  
がわかる。なお、この大阪府青少年問題  
協議会は、平成 23(2011)年に青少年問題  
協議会と青少年健全育成審議会を統合し、  
新たに大阪府青少年健全育成審議会とし  
て現在にいたっている。

#### ④大阪府下自治体公安委員会連合協議会

戦争が終わり占領軍を受け入れたわが  
国は、戦時中の軍国主義を支えた全国特  
高警察、警備隊を廃止し、昭和 24(1949)  
年平和条約調印により独立を迎えるまで、  
GHQ の支配下で民主的国家を目指し、新  
しい警察体制を構築することとなった。

戦後わが国の最初の警察法は、昭和  
22(1947)年に成立する。この警察法は、  
民主化の保障として、警察の管理を国民  
の中から選ばれた委員で構成される公安  
委員会に委ねた。実際の公安委員会は、  
国家公安委員会、都道府県公安委員会、  
市町村公安委員会からなる。

大阪府は、同年 12 月には人口 5000 人  
を超える 58 市町村の首長および議会議  
長を招集説明の上、1 週間ほどで委員を  
決定するよう指示を出し、自治体警察を  
管理する市町村公安委員会制をスタート  
させている<sup>12</sup>。

大阪府下自治体公安委員会連合協議会

は、大阪市をのぞく大阪府下市町村公安委員会委員長がその構成員であった。

この警察法は、その後昭和 29(1954)年に大幅に改正され、自治体警察は廃止し都道府県警察へ組み込まれたことから、市町村公安委員会も姿を消す。つまり、このポスターは、昭和 29(1954)年以前のものと言える。

### ⑤大阪府国警地区連合防犯協議会

大阪府国警地区連合防犯協議会は、大阪府国家地方警察地区連合防犯協議会がその正式な名称となる。昭和 22(1947)年に制定された警察法に基づき、同年大阪府には、8 地区（豊能・三島・北河内・中河内・南河内・黒山・三林・泉南）に国家地方警察がおかれた。都道府県国家地方警察は、昭和 23(1948)年に制定された国家地方警察基本規定に従い、国家公務員として管轄区内（自治体警察の管轄区を除く）の、公共の秩序維持、生命および財産の保護、犯罪の予防および鎮圧などを行った。特に人口 5000 人未満で自治体警察をもたない市町村は、都道府県国家地方警察の管轄となった。<sup>13</sup>

大阪府国家警察地区連合防犯協議会は、上記 8 つの地区の国家地方警察が防犯に関する情報共有などを行っていた。

この国家地方警察も、③と同様、その後昭和 29(1954)年に大幅に改正され、大阪府警察として 1 本化されていくため、この表記も昭和 29(1954)年以前のものと言える。

### ⑥大阪市少年防犯協議会

昭和 21(1946)年、内務省より全国都道府県知事に発せられた通達「少年に対する防犯機構の整備について」に基づき、大阪府は同年、警察部に少年防犯課を新設、これと共に各警察署にも少年防犯係が設置された。また、少年犯罪を防止するには警察力だけに頼るのではなく、各関連機関との連携により効果的な少年防犯が可能になるため、昭和 22(1947)年に大阪府少年防犯協会が、昭和 23(1948)年には大阪市少年防犯協議会が設立された。しかし同年 12 月の警察法成立以後は、「少年防犯」という名称は消え、国家地方警察大阪本部では防犯統計課が、大阪市警察局では刑事部防犯課が、少年犯罪に対応することとなった。<sup>14</sup>

以上から、このポスターは大阪市少年防犯協議会が設立された昭和 23(1948)年以降のものと言うことができる。

### ⑦大阪少年野球協会

「大阪少年野球協会」をキーワードに、さまざまなデータベースに検索をかけたが、残念ながらヒットしなかった。①第 1 回大阪府少年野球大会でふれたように、「大阪府少年軟式野球協会」が最も近い名称であったが、昭和 56(1981)年設置以前のことには記載されていなかった。上部組織である全日本軟式野球連盟も、少年部が組織化されたのは昭和 45 (1970) 年で、残念ながら筆者の知りたい昭和 20 年代から 30 年代の少年野球については、手

がかりを見つめることはできなかった。



図1-8 『僕たちの野球』

情報収集中に、昭和 23 (1948) 年に出版された少年野球協会編の『僕たちの野球』<sup>15</sup>という冊子を見つけた。大阪少年野球協会の上部組織が少年野球協会である可能性もあるので、少しでも手がかりをと思って入手したが、残念ながら少年野球協会としての記述はなく、64 ページにわたって、野球少年のために図や写真を多用しルールや技法をわかりやすく説明することに終始していた。直接の手がかりは得られなかったものの、まだ物のない時代に発行されたこの冊子は、少年達に野球のおもしろさを何とか伝え広げようとする少年野球協会の熱意があふれており、当時の野球少年達に少なからぬ影響を与えたであろうことが想像できた。

### ⑧ 国家地方警察大阪府本部

国家地方警察大阪府本部は、昭和 22(1947)年に制定された警察法に基づき、大阪府に 8 地区おかれた国家地方警察を束ねるべく昭和 23(1948)年に大阪府庁の中に誕生した。<sup>16</sup>

前述の③④と同様、その後昭和 29(1954)年に大幅に改正され、国家地方警察と自治体警察は、大阪府警察として 1 本化されていくため、この表記も昭和 29(1954)年以前のものと言える。

### ⑨ 大阪府下自治体警察長連合協議会

昭和 22(1947)年に制定された警察法に基づき、大阪府には昭和 23(1948)年に自治体警察が発足する。④大阪府下自治体公安委員会連合協議会でふれたように、人口 5000 人以上の 58 の市町村に自治体警察が誕生した。各自治体の自主性が強調された結果、自治体ごとの警察の設置となったが、人口によっては、警官数が 10 人にも満たない市町村もあり、人事の停滞や自治体の経済的負担の大きさなどが問題となり、その後昭和 29(1954)年の警察法改正により、自治体警察は大阪府警察へと 1 本化されていく<sup>17</sup>。

大阪府下自治体警察長連合協議会は、昭和 23(1948)年～昭和 29(1954)年の間、大阪府の全ての自治体警察署長により構成された協議会で、情報共有や課題解決のための協議が行われた。

### ⑩ 読売新聞社

現在、春の選抜高野球大会を毎日新聞社が、夏の全国高校野球選手権大会を朝日新聞社が主催していることはよく知られている。その歴史は、日本高等学校野球連盟 HP<sup>18</sup>によると、大正 4(1915)年の夏の大会の前身全国中等学校優勝野球大会

にまで遡ることができる。朝日新聞社は、これの第1回からすでに主催し、選手の旅費等を負担している。こうした新聞社のスポーツ支援の後ろには、朝日新聞社スポーツ推進プロジェクトマネージャー野中正治氏の言葉「質の高いスポーツイベントや文化事業などを通じて、新しい価値を国民の皆さんに提供していくのも(朝日新聞社の)理念にマッチする大事な仕事」<sup>19</sup>にあるとおり、本業の新聞発刊・販売だけではなく、スポーツを含む文化事業全般のけん引役として、非常に早い段階からその役割を理念にかかげ、積極的に果たして来た新聞社の伝統がある。

このポスターに、読売新聞社の名前を見つけたとき、最後の手段として新聞社への問い合わせを考えた。結局、他に年代を確定する手がかりが見つからず、戦後間もない「第1回大阪府少年野球大会」の後援について、新聞社に何らかの形で記録が残されていることを期待し、実際に読売新聞社にポスター画像を添付して問い合わせた。

回答を待つ間に筆者がしたことは、読売新聞社の社史にあたることであった。筆者が入手した『読売新聞80年史』<sup>20</sup>は、昭和30(1955)年発行で総ページ数744の大部にわたり、明治7(1874)年の誕生から昭和29(1954)年までの読売新聞の80年間の歩みがさまざまな角度から描かれている。

戦争や震災などを乗り越え、1企業として国と一線を画し、同業他社と競いな

がら、情報を国民へ発信し続けて来たメディアの歴史は、生々しく社会や時代のあり様をも伝え非常に興味深い。今回は、目的を果たすため、戦争直後の少年野球に限定して情報を抽出した。

明治6(1873)年横浜発の読売新聞社の大阪進出は、昭和27(1952)年10月、株式会社大阪読売新聞社として実現した。もし少年野球大会が昭和27(1952)年10月以降であれば、後援の名義は大阪読売新聞社となるはずであるが、ポスターは読売新聞社であった。このことから、第1回大阪府少年野球大会は、昭和27(1952)年以前の可能性がある。また、『読売新聞80年史』の「年誌」昭和27(1952)年欄に「第3回全日本少年野球大会(8・18)」<sup>21</sup>の記述があった。その前々年・前年には、第1回・第2回についての記載はないが、少なくとも第1回は昭和25(1950)年かそれ以前であることが推定される。もしそうであれば、昭和27(1952)年に関東から関西への進出を目論む読売新聞社としては、関西で少しでも知名度あげておく上で、第1回大阪府少年野球大会の後援には大きな意味があったと言える。

問い合わせた結果として、「捜したが年代を特定する情報は見つからなかった」との回答であったが、当時は今よりはるかに少年野球の報道記事が多かったとのことで、下記の記事8点を読売新聞大阪本社より送っていただくことができた<sup>22</sup>。(表1-1参照)

表1-1 提供していただいた読賣新聞の記事

no.	関連	年	月日	新聞社名	朝夕	頁	タイトル	サブタイトル
①		1931	8月2日	読売東京	朝刊	6	全国少年野球大会	本社後援第12回
②	◎	1950	3月28日	読売東京	朝刊	2	野球で少年を補導	全日本優勝大会も挙行
③	◎	1950	4月22日	読売東京	夕刊	2	スポーツエリア	少年野球大会の意義
④	◎	1950	5月2日	読売東京	朝刊	2	全日本少年野球大会	全日本少年野球大会
⑤	◎	1950	7月27日	読売東京	朝刊	3	第1回全日本少年野球大会前夜祭	有楽町読売ホール
⑥	◎	1950	8月3日	読売東京	朝刊	2	初の優勝旗大阪へ	全日本少年野球大会終わる
⑦	◎	1952	8月17日	読売東京	朝刊	4	米の兵隊さんも激励	全島チームの壮行会
⑧	◎	1953	1月3日	読売東京	朝刊	4	1953年へ本社が贈る10大スポーツ行事	第4回全日本少年野球大会

①の記事は、昭和 6（1931）年に読売新聞社後援、大日本少年野球協会主催で開催された第 12 回全国少年野球大会の記事で、今回の調査とは直接関連しないが、残りの昭和 25（1950）年以降の記事は、予想する年代と合致している。②昭和 25（1950）年 3 月 28 日は、「スポーツで少年を健全補導しようと警視庁では、都、防犯協会、本社と協力、今年度は十大都市で少年野球大会を開く（後略）」ことが書かれている。さらに③昭和 25（1950）年 4 月 22 日は、コラム記事として、文部省の許可を得ているにもかかわらず、少年野球大会に横やりが入っていること、今回の大会が防犯協会の主催である背景に、アメリカのスポーツによる善導の考え方が紹介されている。また④昭和 25（1950）年 5 月 2 日は、全日本少年野球大会の開催を紹介する記事として、「本社は文部省並に東京防犯協会連合会と協力し少年野球の発展向上と併せて生活健全化を補導するため「第 1 回全日本少年野球大会」を開催すること

になり、出場チームを決定する予選を東京はじめ左記十大都市において行うことになった、本大会の趣旨に賛同し GHQ イートン、フリッツ両行政官より米国製トロフィー、シールズのオドゥール監督より大優勝杯が寄贈され、大会の意義を一段と光輝あらしめている、少年諸君に奮って参加を希望します」として、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の実施地域と、年齢 12 歳—16 歳などの参加資格、使用球長濱健康ボール、申込方法は各市警察署（少年係）などが明記されている。⑤昭和 25（1950）年 7 月 27 日は、第 1 回全日本少年野球大会前夜祭を知らせるもので、厚生大臣や GHQ の行政官、巨人軍選手川上哲治他からの挨拶、アメリカの野球映画の上映、セリーグ選手サインボール 600 個プレゼントなど、野球少年が飛びつきたくなる内容を揃えての前夜祭であることがわかる。⑥昭和 25（1950）年 8 月 3 日は、第 1 回全日本少年野球大会の決勝が東京対大阪で、大阪が優勝したこ

とを伝えている。⑦は昭和 27 (1952) 年の第 3 回全日本少年野球大会の東京代表を米兵が激励する記事。⑧は翌昭和 28 (1953) 年、読売本社が贈る十大スポーツ行事の 1 つに第 4 回全日本少年野球大会があげられており、「参加チーム 1 千、参加人員 10 万人を超える盛況」の大会を、警視庁及び全国各地の防犯協会と共催することを記述している。

以上の内容から、このポスターが昭和 25 (1950) 年に第 1 回が実施された全国少年野球大会である可能性はかなり高いように思われるが、主催団体や試合に使われたボールが異なるなど、断定するにはいたらなかった。

#### ⑪内外ボール (トップボール A) 全日本軟式野球連盟公認 A 号

内外ゴム株式会社 HP<sup>23</sup>によると、軟式ボールの製造は昭和 22 (1947) 年からで、表記のトップボールの発売は昭和 24 (1949) 年からとなっているが、全日本軟式野球連盟公認やトップボール A・B に関しての記述はない。

全日本軟式野球連盟による『軟式野球史』には、昭和 25 (1950) 年に「ボールの公認検定制度を実施」、昭和 26 (1951) 年には「準硬式野球ボール (B 号) を公認」<sup>24</sup>の記述がある。昭和 25 (1950) 年のトップボール認定を待つまでもなく、昭和 23 (1948) 年には新たなボールの開発が始まり、昭和 24 (1949) 年に完成・発売、全日本軟式野球連盟へ申請した。連盟は

検討を重ね、昭和 22 (1947) 年から発売されている従来のボールを A 号、昭和 24 (1949) 年に発売された新しい準硬式野球ボールを B 号と呼ぶことにし、昭和 26 (1951) 年に準硬式野球ボール (B 号) を正式に認定した。

ポスターのトップボール A と全日本軟式野球連盟公認の記載から、このポスターは昭和 25 (1950) 年以降のものと推定される。

#### ⑫虎印バット

虎印バットは、昭和 22 (1947) 年に美津和運動用品店として創業した現在の美津和タイガー株式会社のブランドである。昭和 60 (1985) 年に倒産したものの、平成 10 (1998) 年には再生し、現在は虎印ブランドを復活している。会社の HP<sup>25</sup>には、創業当時のことはほとんど記載されておらず、年代の特定にはつながらなかった。

#### ⑬ナイル印運動具

ナイル印は、昭和 21 (1946) 年に創業した殿村運動具店<sup>26</sup>のブランドである。この会社は、平成 2 (1990) 年に「とろっぷす株式会社」に社名変更、平成 22 (2010) 年に破産し現在はない。グローブ等野球用品はもちろん、水泳やスキー用品も販売していたことで知られている。当然のことながら、会社 HP 等もなく年代の特定にはいたらなかった。

## 2. 調査結果の整理と結論

①時期の絞り込み

さまざまな情報源を駆使し、ポスターに掲載されている 13 の項目について、年

代特定を目指しつつ、その内容を明らかにした。ここで、その結果を整理したい（表 2-1 参照）。

表 2-1 結果の整理（S 開始 E 完了）

ポスター項目	昭和(年)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
① 第1回大阪府少年野球大会	不明										
② 青少年保護育成運動	昭和25(1950)年以降					S					
③ 大阪府青少年問題協議会	昭和25(1950)年以降					S					
④ 大阪府下自治体公安委員会連合協議会	昭和29(1954)年以前		S							E	
⑤ 大阪府国警地区連合防犯協議会	昭和29(1954)年以前			S						E	
⑥ 大阪市少年防犯協議会	昭和23(1948)年以降			S							
⑦ 大阪少年野球協会	不明										
⑧ 国家地方警察大阪府本部	昭和29(1954)年以前			S						E	
⑨ 大阪府下自治体警察長連合協議会	昭和29(1954)年以前			S						E	
⑩ 讀賣新聞社	昭和27(1952)年以前										
⑪ 内外ボール(トップボールA)	昭和24(1949)年以降				S						
⑫ 虎印バット	昭和22(1947)年以降		S								
⑬ ナイル印運動具	昭和21(1946)年以降	S									

現在も情報が揃っていない①第1回大阪府少年野球大会と⑦大阪少年野球協会をのぞいて、各機関と年代を整理すると、ポスターが作られた年代は昭和 25 年～27 年に絞られることがわかった。

この年代を手がかりに類似する少年野球大会を検証したい。

②昭和 25 年～27 年に開催されていた少年野球大会

ア. 防犯少年野球大会

1 の①第1回大阪府少年野球大会でふれたように、年代の記載はないものの、青少年問題と野球という共通点をもつ防犯少年野球大会が、昭和 25(1950)年～27(1952)年に開催されていたかどうかを調べた。文献等は見つからなかったものの「防犯少年野球大会」で検索すると、

インターネット上には、筆者の予想を超えるローカルな野球大会がヒットした<sup>27</sup>。中には、平成 26(2014)年度に第 66 回を迎える防犯少年野球大会もあり、「戦後間もなく警察署が防犯野球大会として始めたもの」とその由来を明記している大会もある<sup>28</sup>。

今回の年代を手掛かりに昭和 25(1950)年～27(1952)年に第 1 回が実施されたとすると、継続していれば今年第 64～62 回大会を迎えている可能性がある。そのため、「防犯少年野球大会 第 62～64 回」で検索しなおすと、第 64・63 回には多くの地域があがった<sup>29</sup>。これらのことから、昭和 25(1950)年からスタートする青少年育成運動の一環として、各地の防犯協会が主催し警察が運営する形で始まった少年野球大会が、60 年を超えた現在も続い

ているケースが全国各地にあることがわかった。

では、大阪ではどうであろうか。検索キーワードを「防犯少年野球大会 大阪」に変えて検索してみると、防犯少年野球大会に類するものがあがって来ない。今回のポスターも、似ていながら「防犯」は冠されておらず、大阪では他地域のような防犯協会主催の「防犯少年野球大会」は開催されていなかったことが推測される。

#### イ. 全日本少年野球大会（読売新聞記事より）

読売新聞大阪本社から提供していただいた記事による全日本少年野球大会は、昭和 25（1950）年夏に第 1 回として、主催：東京防犯連合会、協賛：全日本野球連盟、後援：文部省（各都市教育委員会）、参加十大都市自治体警察署、同少年防犯団体、中央青少年問題協議会、読売新聞社、中部日本新聞社、西日本新聞、の各団体により開催されている。

今回のポスターには、教育委員会もあがっていることから、防犯協会が主催になっていないこと、大会使用球が異なることなどを除くと、大きな関連性を感じさせる。

また、大会の趣旨にスポーツによる少年の捕導（善導）があがっている点を含めて、前述の「ア. 防犯少年野球大会」とも重なる部分もあり、「イ. 全日本少年野球大会」として始まったものが、「ア. 防犯少年野球大会」として各地に引き継がれたという可能性も考えられる。

#### ウ. 全日本少年野球大会（児童自立支援施設）

上記アの作業中に、「第 64 回全日本少年野球大会開催！！」を福岡県の HP に発見した<sup>30</sup>。64 回続く全日本少年野球大会の趣旨は「全国の児童自立支援施設に入所している児童が、野球を通じて困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うとともに、健全明朗な心身を育成しもって児童福祉の増進を図ることを目的として開催しており、昭和 25 年の第 1 回大阪府大会から今年度で第 64 回を迎えるものです。」

とあり、平成 25(2013)年 8 月 27 日に福岡県で行われた全国大会の主催は、「厚生労働省、全日本少年野球連盟、全国児童自立支援施設協議会、福岡県」であった。

昭和 25(1950)年という時期と「第 1 回大阪府大会」が「第 1 回大阪府少年野球大会」のことであればポスターと合致するが、対象や主催が異なる。

全日本少年野球大会について資料を求めたが、福岡県の HP にある以上の情報は得られなかった。インターネットの検索でも、類似する全日本少年軟式野球大会や全日本少年硬式野球大会などがあがってくる中でこの名称がヒットしないところから、第 64 回を超える大会でありながら、この全日本少年野球大会はかなりマイナーな状況で継続されてきたことがわかる。

もし、この全日本少年野球大会の第 1

回がこのポスターであれば、少年野球を軸に青少年育成運動として広く呼びかけ、さまざまな青少年の参加を求めているものが、60年の間に児童自立支援施設に限定され、それに合わせて主催する側も変容したことになる。

これらの仮説については、今後継続して確認したい。

### ③結論

今回は、少ない情報の中からポスターの年代特定を目指した。その結果、幅はあるが昭和25(1950)年～27(1952)年で恐らく昭和25(1950)年の可能性が高いというところまで絞り込むことができた。本来であれば、年代を明確に特定し、第1回大阪府少年野球大会の全容解明までいたりたかったが叶わなかった。『軟式野球史』<sup>31</sup>や『財団法人全日本軟式野球連盟50年史』<sup>32</sup>などの試合記録にもあつたが、大正9(1920)年第1回の全国少年野球優勝大会や大正14(1925)年第1回全日本学童野球大会、昭和50(1975)年第1回全日本少年軟式野球大会などの記述はありながら、「全日本少年野球大会」については見つけることができなかった。このことは読売新聞が、第4回全日本少年野球大会の「参加チーム1千、参加人員10万人を超える盛況」ぶりを伝えていることを考えると、不思議でならない。もう少し経過年数が短ければ、行政関係から出された報告書やイベント関係者の記録などのいわゆるグレー文献で補足できた

かもしれない。

戦後70年という時の流れを経て、現在入手できるものには限りがあることが身に染みた。今行われているさまざまな取り組みも、数十年先に、今回の筆者のように誰かが必要とするかもしれない。情報収集に苦勞した者として、その先を目指すためにも、後世が活用できる形で残すことの重要性も指摘しておきたい。

今回は年代の確定には至らなかったが、少なくともこのポスターが約65年前のものであることがわかった。たった1枚の古びたポスターであるが、このポスターは戦後間もない頃の青少年問題の状況やその改善に力を注ごうとした多くの機関や人々のあり様を筆者に伝えてくれた。

当時の状況を想像しにくい若い世代は、ジブリの『火垂るの墓』のエンディングを思い出して欲しい。当時、大阪のターミナルにたむろしていた浮浪児の中には、あの主人公のように、戦争で家族や家を失い、犯罪に走らなければ命さえも失ったかもしれない青少年達がたくさんいた。社会の中からはじき出され、人から避けられ、居場所を失った彼らを、保護しようとしたのもまた社会であり、そこにスポーツが貢献している。

ようやく復興の見通しが立ち始めた昭和25(1950)年～27(1952)年に、教育委員会から警察・新聞社といった質の異なる複数機関の協力で、青少年保護育成を目的とした少年野球大会が、大阪で開催されたことは間違いのない。そして、全国で

も同様の少年野球大会がさまざまな形で開かれ、そのいくつかは現在にまでつながっている。特に、2②ウで述べた全日本少年野球大会は、少年達の社会における自立を支援する機関によって、そのあり方を問いつつ<sup>33</sup>今日まで続けている。

これらのことは、少年野球をはじめとするスポーツがもつ「困難に打ち勝つ強い精神と協力心を養うとともに、健全明朗な心身を育成する」力が、時代を超えて青少年育成に必要とされていることを証明していると言ってよいであろう。

## おわりに

前年度の博物館展示の宿題として、ポスターの年代特定の作業にかかった。その研究過程を通して、気づいたことが2つある。1つは、筆者自身が戦後の青少年教育について社会教育的側面からしか見ていなかったことである。警察が関与する青少年の現状はもちろん、その警察が置かれていた状況も把握していなかった。これを機会に、戦後という困難な時代の青少年教育について学び直したい。もう1つは、少年野球を含めた野球の社会への影響の大きさや可能性について、ほとんど認識していなかったことである。野球が明治6(1873)年に日本にもたらされて約140年余、サッカー等他のスポーツに注目が集まる現代でさえ、野球の方がはるかにする人も観る人も多い。今回の研究を通して、移り変わる時代の中で、野球が社会に与えた影響の大きさを

改めて認識させられた。

今後は、今回かなわなかった第1回大阪府少年野球大会の実態解明を継続しながら、戦後の青少年保護育成のあり様を、社会教育の視点から学びなおしたい。

(なかみち あつこ 人間社会学部スポーツ健康学科教授)

## 引用文献・注

<sup>1</sup> 中道厚子・水鳥寿思,2014,『大阪大谷大学スポーツ健康学会誌』2,;29-43

<sup>2</sup> 大阪府少年野球協会 2015 (2015年1月26日取得)

[http://www5e.biglobe.ne.jp/~ossb/index\\_1.htm](http://www5e.biglobe.ne.jp/~ossb/index_1.htm)

<sup>3</sup> 全日本軟式野球連盟編,1976,『軟式野球史』ベースボールマガジン社;83

<sup>4</sup> 青少年問題対策協議会編,1949,『青少年問題の現状とその対策』内閣総理大臣官房審議室

<sup>5</sup> 中央青少年問題協議会編,1950,『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』

<sup>6</sup> 青少年問題対策協議会編,1949,『青少年問題の現状とその対策』内閣総理大臣官房審議室;1

<sup>7</sup> 中央青少年問題協議会編,1950,『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』;1

<sup>8</sup> 中央青少年問題協議会編,1950,『第三回青少年保護育成運動 青少年問題協議会の手引き』;40

<sup>9</sup> ユースサービス大阪,1997,『大阪の青少年活動 50 年から 次世代へのステップ 21 世紀への道をさぐる』宣成社

<sup>10</sup> ユースサービス大阪,1997,『大阪の青少年活動 50 年から 次世代へのステップ 21 世紀への道をさぐる』宣成社;16

<sup>11</sup> ユースサービス大阪,1997,『大阪の青少年活動 50 年から 次世代へのステップ 21 世紀への道をさぐる』宣成社;16

<sup>12</sup> 大阪府警察史編集委員会,1973,『大阪府警察史第 3 巻』大阪府警察本部;177-186

<sup>13</sup> 大阪府警察史編集委員会,1973,『大阪府警察史第 3 巻』大阪府警察本部;187-213

<sup>14</sup> 大阪府警察史編集委員会,1973,『大阪府警察史第 3 巻』大阪府警察本部;408

<sup>15</sup> 少年野球協会編,1948,『僕たちの野球』八重垣書房

<sup>16</sup> 大阪府警察史編集委員会,1973,『大阪府警察史第 3 巻』大阪府警察本部;177

<sup>17</sup> 大阪府警察史編集委員会,1973,『大阪府警察史第 3 巻』大阪府警察本部;215-256

<sup>18</sup> 日本高等学校野球連盟,2015,「大会小史」日本高等学校野球連盟 HP (2015 年 1 月 26 日取得)

<http://www.jhbf.or.jp/sensyuken/history/>

<sup>19</sup> 朝日新聞社スポーツ推進プロジェクトマネージャー野中正治氏「すべての人

がスポーツを楽しめる環境づくりを、これからも応援していきます」『チケットぴあ JAPAN サッカーを支える企業インタビューVOL.11』(2015 年 1 月 26 日取得)  
<http://t2.pia.jp/feature/sports/japan-soccer/060330index.jsp>

<sup>20</sup> 社史編集室長岡野敏成,1955,『讀賣新聞 80 年史』讀賣新聞社

<sup>21</sup> 社史編集室長岡野敏成,1955,『讀賣新聞 80 年史』讀賣新聞社;724

<sup>22</sup> お忙しい中、貴重な情報をご提供くださった読売新聞大阪本社スポーツ事業部米原さまに、心より御礼申し上げます。

<sup>23</sup> 内外ゴム株式会社,2015,「野球ボール」内外ゴム株式会社 HP (2015 年 1 月 26 日取得)

[http://www.naigai-rubber.co.jp/product/sports/sports\\_products/sports\\_baseball.html](http://www.naigai-rubber.co.jp/product/sports/sports_products/sports_baseball.html)

<sup>24</sup> 全日本軟式野球連盟編,1976,『軟式野球史』ベースボールマガジン社;278

<sup>25</sup> 美津和タイガー株式会社,2015,「会社情報」美津和タイガー株式会社 HP

<http://mitsuwa-tiger.com/aboutus/>

<sup>26</sup> コトバンク 2015,「日本の企業がわかる事典 2014-1015」, (2015 年 1 月 26 日取得)

<https://kotobank.jp/word/%E3%83%88%E3%83%AD%E3%83%83%E3%83%97%E3%82%B9-1454690>

<sup>27</sup> 2015 年 1 月 26 日現在、yahoo を使

った検索では「第 55 回 大船 地区防犯少年野球大会」を筆頭に、「小金井・国分寺地区防犯少年 野球大会」など、大会名称に防犯がつく少年野球大会が複数ヒットした。

<sup>28</sup> 横浜市南区,2015,「南区区民少年野球大会」横浜市南区 HP (2015 年 1 月 26 日取得)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/00seikatsu/10culture/100103.html>

<sup>29</sup> 2015 年 1 月 26 日現在、yahoo を使った検索では「防犯少年野球大会」+「第 64 回」で検索すると、「西宮防犯協会甲東連合会主催 第 64 回防犯少年野球大会」「第 64 回品川地区 少年防犯少年野球大会」など複数がヒットした。

<sup>30</sup> 福岡県,記者発表資料,2013,「第 64 回全日本少年野球大会開催!!」福岡県 HP (2015 年 1 月 26 日取得)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/jido0820.html>

<sup>31</sup> 全日本軟式野球連盟編,1976,『軟式野球史』ベースボールマガジン社;124-262

<sup>32</sup> 全日本軟式野球連盟,1995,「大会記録資料」『財団法人全日本軟式野球連盟 50 年史』,245-408

<sup>33</sup> 相澤仁,2010,「全日本少年野球大会理事長賞の創設について;第 60 回全日本少年野球大会を記念して」『非行問題』(216), 159-165,

## 参考文献

- 1)高橋寛人,2013,「公安委員会と教育委員会の比較検討;教育委員会の意義とあり方を考える」『横浜市立大学教育学研究』,80(2), 172-184
- 2)矢島正見,2013,『改訂版 戦後日本青少年問題考』青少年問題研究会
- 3)鳥居和代,2011,「敗戦後の「青少年問題」への取り組み;文部省の動向を中心として」『金沢大学人間社会学域教育学類紀要』(3), 1-13
- 4)長久保・畔蒜ほか,2012,「各都道府県における軟式野球の現状とその発展策に関する研究;組織的な視点から」『スポーツ産業学研究』22(2), 295-304
- 5)後藤雅彦,2006,「戦後社会と青少年行政の変遷;青少年の「健全育成」から「市民育成」への転換」『新潟大学 現代社会文化研究』37, 29-41,
- 6)石田美清, 2005,「学校における生徒指導と問題行動対策;昭和 20 年・30 年代の文部省通知と青少年問題協議会答申の分析を通じて」『上越教育大学研究紀要』25(1), 255-269,
- 7)総務庁青少年対策本部編,1997,「1. 国民運動が始まるまでの政府の健全育成施策の歩み」『青少年白書 平成 8 年度版』大蔵省印刷局
- 8)剣菱浩, 1994,「軟式野球ボール」『日本ゴム協会誌』67(4), 269-274,
- 9)日本社会教育学会,1988,『現代社会教育

---

の創造;社会教育研究 30 年の成果と課題』

東洋館出版社

10)日本社会教育学会,1985,『現代社会と  
青年教育』東洋館出版社

11)総理府青少年対策本部,1978,『戦後の  
青少年行政の変遷』

12)警察庁警察史編纂委員会,1977,『戦後  
警察史』警察協会

13)茨城県,1975,『戦後の青少年問題と青  
少年育成施策の概要;戦後 30 年のあゆみ』  
茨城県

14)広瀬謙三,1972,『日本の野球史(上下)』  
全日本野球振興会

15)神田・松井ほか,1952,「少年野球の研  
究」『体育學研究』1(3),236-244,

16)宮崎清文,1953,「国家地方警察に関す  
る一考察」警察大学校 編『警察学論集』  
6(4),60-69

17)警視庁少年第 2 課,1951,『愛のみちび  
き』警視庁少年第 2 課